

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第四十六卷 第六號

昭和十三年六月一日發行

論叢

箱館における缺乏品貿易……………

經濟學博士 本庄榮治郎

清算貿易制の理論……………

經濟學博士 谷口吉彦

共同體思想の生的基礎……………

經濟學博士 石川興二

時論

消費節約の問題……………

文學博士 高田保馬

研究

ホップスの租稅論とその周圍……………

經濟學士 島 恭彦

利子率を含む經濟擴張論……………

經濟學士 飯田藤次

エツデワースと誤差法則……………

經濟學士 馬場吉行

近世絞油業の發達……………

經濟學士 住谷勇二

說苑

損害率と保險料率との相關關係……………

經濟學士 佐波宣平

臨時稅法の整理……………

經濟學博士 汐見三郎

附錄

雜報・外國雜誌論題……………

本誌第四十六卷總目錄……………

（禁 轉 載）

經濟論叢

第四十六卷 第六號 (通卷第貳百七拾六號) 昭和十三年六月發行

論叢

箱館に於ける缺乏品貿易

本庄榮治郎

一 箱館の開港

(イ)ペリー來航當時の外人に對する態度。安政元年正月ペリーは再度我國に渡來したが、三月二十一日下田へ赴きたる後箱館を視察せんとし、四月十日サザントン・ヴァンダリア・マセドニアの三艦は下田を發して箱館に向ひ(十五日箱館着)、十七日には、ペリー自らポーハタン・ミシシッピーを率ゐて下田を發し、二十一日箱館に着いた。これより前米艦渡來の報あるや松前藩の驚愕一方ならず、家老松前勘解由崇效・用人遠藤又左衛門喜典以下屬吏數人を箱館に遣はし應接の任に當らしむることとし、その際、市在の人民に對し米艦渡來に關し心得べき觸書を發したが、當時は外人を以て夷狄視せる際のこととて、婦女小兒は近村へ逃れしめ、牛・酒・呉服物・小間物其

箱館に於ける缺乏品貿易

第四十六卷 八一五 第六號 一

他大切の品を隠匿せしめ、港には船舶の出入を禁じ、陸には馬の出入を止め、海に面する戸障子を閉ぢて目貼をなさしめ、佛事葬送をも制限し、箱館山神佛の参詣を禁ずる等の處置をなした。その觸書は當時の状況や外人に對する態度を知るに便であるから、長文を厭はず左に全文を掲げる。かくて米艦入港の當時は市民は如何なる珍事の起るべきやと憂慮し、戸を鎖して閉息し、市中は恰も火の消えた如き状態であつたといふ¹⁾。

觸書

先頃武州神奈川沖え渡來の亞墨利加船、箱館湊見置度旨申立有之候由、右に付ては追々入津の程も難計候。依て心得向兼て申渡候間急度相守可申候。

一亞墨利加船當沖合に相見え候御合圖承り次第、町々在々人足共、早く役所並銘々承りの場所へ駆付可申候。

但、風筋に寄り、御合圖屆兼候向も可有之候間、市中にて受繼、盤木を打、端々迄告可申事

一異國船渡來の節濱邊へ罷出、或は屋根上等へ登り見物致し候儀堅く不相成旨、兼て被仰出有之、一同心得居候筈に候えとも、亞墨利加船の儀は別段之儀抔と心得違いたし、見物に出候ては以の外の事に候。若右様不埒の者有之候に於ては申開の有無に不拘、取押入牢可申付候。

一亞墨利加船滯留中は入夫相勤候ものゝ外、商用たり共小船にて乗出し候義は勿論、海邊へ罷出徘徊いたし候儀、堅く御制止被仰出候。若心得違の者於有之は、假令異船へ近寄不申候とも見當次第取押入牢可申付候。

一當潤居合の船は大小とも此節より不殘沖の口役所より内潤の方へ繰入、相互にもやひを取、並能く船繋いたし居、沖合へ異船相見え候御合圖次第、船頭共は船中爲取締銘々元船に乗組居、若無餘儀用事有之、橋船にて陸地へ往復の節は船宿より沖の口役所へ届出可申候。近々入津の船々も、右の振合にいたし可申候。自分勝手に碇を入れ、振り掛りなど致候儀不相成勿論、異船退帆無之内は出入堅く不相成候間、自他之船頭共え船主船宿共より急度可申渡候。萬一異國人共潤懸の船々へ漕奇候儀有之候共決して不取合、早々元船へ乗歸り候様手眞似にて相諭し近付け申間敷は勿論、此方より橋船にて異船へ近寄らざる様下手の

1) 函館區史、229—237頁、新撰北海道史、第二卷594—598頁

者共へ嚴敷可申付候。若心得違のもの於有之は早々取押入牢可申付候。

一 亞墨利加船下田へ相越候節も上陸の儀決して不相成旨、從公邊被仰渡有之、彼等も上陸不致趣申立候由に候得共、下田滯船中は度々上陸いたし、尤も亂妨は不致候得とも、所々徘徊いたし猥に人家へ立入り食物等請求め、或は婦女子に目を掛け小兒を愛し寺院杯には長座いたし候由相聞え候得ば、當渡へ入船の上は上陸も可致哉。一體亞墨利加の者共は婦人を目がけ其上慾心深く候由に候間、萬一上陸の上は不法の儀有之哉も難計、殊に至て短氣の生れ付にて、聊にても彼等の意にさからひ候得ば立腹致し候由、萬々一右等の所より爭端を聞き候様の儀有之候ては、從公邊厚く被仰達候御趣意に相振れ恐入事に候間、如何様の儀有之候とも穩に申含、さからひ申間敷候。右に付被仰出候通、町々婦人小兒之儀は大野・市之渡最寄在々にて親類身寄有之向は早々引移可申答に候得ども、左候節は數多の御百姓格別混雜いたし不一方難盡に至候間、立退の儀を御猶豫被成下候はは老若に不拘、婦人共は一切外出不爲致、急度取締候様取計申度段、町年寄共申立の趣無餘儀相聞え候に付、願之通被仰出候條、銘々厚く心得、不束の儀無之様嚴敷可申付候。萬一御手數の品出來候節は重き御答可被仰付候

一 山香泊近邊・築島・樹形其外龜田濱・七重濱等は場末にて何分不安堵にも有之、且人家も少く候得ば、夜分杯密々上陸の程も難計候間、婦女子の分は老若とも不殘、男子にても十二三歳以下の者を最寄山の手邊へ所縁を求め、近々の内早々爲立退可申候。尤難盡の者えは相應の御手當可被下置候間、町役人共より可申立候

一 御城下並在々、江差邊又は他國より相越、逗留いたし居候もの共、取調の上、早々用事爲相片付、歸郷爲致可申候。別て遊民體のものは早く爲立拂可申候

一 黒船滯留中は牛飼の者共、箱館市中並海岸邊の村方へ、牛にて諸荷物運送いたす間敷候は勿論、濱邊近き野山へ放し候儀堅く不相成候。

一 炭薪青物類は日用品の事故、近在より馬にて附出し候義は不苦候得共異人共馬の蔭を見掛候はゞ直様村方まで附纏ひ、如何の儀有之候ては不宜候に付、異人共上陸の様子承り候はゞ馬士並在々の者共は途中より早々引返し可申、又用濟にて歸村の人馬も同様相心得、申達候迄は市中に控居可申候。

一酒の儀は異人共殊の外好物の由、聊にても吞せ候得ば手荒の儀有之由に候間、一切目にかゝらぬ様悉く藏入いたし、聊にても店先へ差置申問敷、尤も賣買の節は藏内にて取扱可申候。

但、滞船中は居酒屋一切停止の事

一呉服店小間物店等は取片付置可申、尤も餅菓子其外草履草鞋等の賣物は店先へ差置候ても不苦候得ども、彼等の望候を不與候得ば不本意に存じ、自然角立候様の儀有之候ては以の外の事に候間、食物に不限差支無之品は無心いたし候はゞ相與へ可申、若返禮品差出候とも、一應は差戻し強て差出候様子に候はゞ其品預り置、早々町役所へ差出可申候。遣しがたき大切の品は急度隠し置可申候²⁾

一異國船湊出入の節、土地の様子を試候ため杯に發砲いたし候儀も有之趣に付ては、亞墨利加船とても同様發砲いたし候之儀に可有之候間此段兼て心得居、萬一右様の儀有之候とも一同しづまり居可申、若心得違いたし驕立候者無之様下々の者共まで能々相諭可申候。

一市中端々に至る迄、海面見渡しの住居向は何れも戸障子へ急度締りを付け、建合の處へは目張等いたし置、決して覗き見いたす間敷候。若萬一心得違いたし二階格子烟出し等より沖合又は異人上陸いたし候節差視候もの於有之は取押入牢可申付候。

一火の元の儀は觸達候迄も無之、何れも心を用ひ候儀には候得ども、猶又一際念入可申、且夜分は無提灯にて往來不相成候間小前下々へも申付、異船滞留中は別て取締向行届候様可致候。

一年回佛事相當り候とも異船滞留中は差延可申、且萬一新喪有之候節は葬送等格別手輕に致し、男子計にて夜分物靜に墓所へ葬送可致候。追善も右に準じ穩便に相營み可申候。

一異船滞留中は觀音・薬師・愛宕・七面等の山々に有之候神佛へ參詣致し候儀堅く御差止被仰出候。

一音曲所作にいたし候者にても異船滞留中は堅く御差止被仰出候

一異船滞留中市中に於て不取留風説は堅く致す間敷候

右の通被仰出候條堅く相守、下々に至る迄相諭可申候。若心得違の者於有之は當人は不及申、名主年寄町代親類組合迄、急度御

2) 四月二十四日頃米艦水夫等が松屋勇吉といふ雜貨店で種々の品物を買入れた様子で、觸書通りにも行かなかつたらしい。(岡田健藏、箱館開港史話、北海道郷土史研究、299頁)

答被仰付候間、其旨相心得、嚴敷可申付候。

右之趣在所不洩様可被相觸候

寅四月

五月二日の福山城主松前崇廣から蝦夷地出張の目付への届書の一節には『當所の取扱提督甚快からず、婦人小兒杯一人も見え不申、亞國人を恐れ逃去候は、早速呼寄可申處其義も無之、右にては絶て和親の意無之殊之外立腹致し居』云々とあつて、當時の有様を推察し得るが、ペリー遠征記にも、ペリーが箱館を去るに當り、『函館の役人や人民等一般の厚情と親切とに満足の意を表したが、家々の戸は依然として閉ぢられ、婦女は影をひそめてゐるから、函館の住民達は今も尙アメリカ人に疑心を抱いてゐると見えると語つた』とある。十二月の箱館町年寄より箱館奉行への伺書の一節にも『先般アメリカ人渡來之節は市中不一方恐懼仕、且狼藉之程も難計候ニ付、婦人小兒共は夫々在方爲立退、或は一間の取隠し申付候得共、此度は如何取計可申哉』とあり、同月十一日箱館奉行町觸には『異國船渡來之節は異人の御法度御示し相成、其上役々取締いたすに付、安心いたし商賣いたすべし。勿論婦女小兒立退に不及候得共、猥に出歩行或は見物等は無用可致事』と令してゐる。以て當時の外人に對する態度を知るべきであるが、越えて三年五月三日の箱館奉行の老中への上申書の冒頭には『昨年以來停泊之異人共遊歩之度々折々市店にて酒其外取出し、市中迷惑及候義も有之候得共、最初は市人も相避候處、再度之義に付今年に至り候ては自ら相押れ此程は兒女子も恐怖いたさず、異人も情熟相成候にか放恣相増し』云々とあるから、其後における外人に對する態度の變化を見ることが出来る。

箱館に於ける缺乏品貿易

第四十六卷

八一九

第六號

五

3) 大日本古文書幕末外國關係文書之六、258頁。277頁にも同様の記事がある。

4) 土屋、王城譯、ペルリ提督日本遠征記、下巻780頁

5) 前掲大日本古文書卷八、300頁

6) 同上、330頁

7) 同上、卷十四、92頁

(口)當時の外國船に對する取扱方。かくてペリーは箱館灣内を測量し、船員は屢上陸したが、元年五月八日拔錨して箱館を去つた。また八月晦日には露國のプーチアチンが箱館に來り、船員も上陸し、九月八日退帆した。かくの如くにして外國艦船の來往を見たが、十月二十二日箱館奉行より老中へ伺の上、十二月二十九日に決定せる箱館港掟書⁸⁾は次の如くであつて、當時の外國船に對する態度及取扱を見るに足るであらう。

掟

- 一、此港に入船々は沖の口番所前并龜田川尻波戸場の外出入を許さざる事
 - 一、所用あらは沖の口番所に至り申出へき事
 - 一、船中欠乏之品役人に申立候は、當所有合之品は奉行所より相渡すべし
- 但、相對を以贈答并賣買は不相成候事
- 一、奉行所の差圖を不待して上陸いたすまじき事
 - 一、寺院市中等遊歩いたし候節、往來之外、備向人家并道なき所へ立入間敷事
 - 一、海上にて吾邦の船へ近づき密買いたすまじき事
 - 一、船々此港内にて發炮いたすまじき事

右之條々相守へし

月 日

箱館奉行

(ハ)開港の時日。日米和親條約は周知の如く元年三月三日に調印されたが、それによれば箱館は二年三月から開港せられることになつてゐる。その他の國の條約については次の如くである。⁹⁾

8) 前掲大日本古文書卷八、58頁
新撰、北海道史第二卷、703頁

9) 前掲大日本古文書、卷七、442頁、卷八、411, 426, 326頁

英ニ長崎にて調印せる元年八月二十三日の條約により、箱館は總督此港退帆の日より五十日を経て開港することに定められた。

露ニ下田にて調印せる元年十二月二十一日の條約により、箱館は條約書爲取替の日より三ヶ月後に至り之を開く。二十一日取替濟。

蘭ニ元年十月十日の老中達により蘭國のため箱館に於て缺乏品供給を認めた。

二 開港前の缺乏品供給

(イ)供給品。 前述の如く開港の時期は區々であるが、茲には主として對米開港の日たる安政二年三月以前を假りに開港前として論述する。さて箱館は二年三月より薪水食料品を供給し、漂民の扶助收容のために開港されたものであるが、缺乏品供給の事實は、既にペリー來航の際にも行はれてゐた。即ち元年四月二十二日の松前伊豆守の届書によるも、鮮魚青物類薪水等を供給してゐる。¹⁾尤之は贈與の形式を採り、米船からも之に對して酒・羅紗・煙草等を贈つた。五月九日の松前伊豆守に對する老中指令の中にも、亞米利加船への挨拶として『薪水食料缺乏之品相渡可申段、江戸表政府へ達有之に付、其趣に取計可申』²⁾云々といひ、當時既に缺乏品の供給は認められてゐたのであつた。また七月二十五日の箱館奉行より老中への伺の中にも『亞墨利加船に薪水食料缺乏之品渡方之儀、一體箱館は邊鄙且は渡海之場所にも御座候間、全く所有合之品は給し可申、其餘他國より取寄相渡候儀は仕間敷』³⁾とあつて、其土地に有合する品物に限り供給する定めであつたことが明かである。

1) 同上、卷六、172頁
2) 同上、卷六、189頁
3) 同上、卷七、128頁

露國使節ブーチアチンは八月晦日に箱館に來つて薪水食料を求めた。九月朔日の彼我の對話書の中には、⁴⁾

此方「昨日領主家來并通詞等へ口上にて薪水食料被申受度旨被申出候、右船中欠乏之義と被存候間、有合候品は夫々差進可申候」

彼方「雖有承知仕候、右品々代料を以貰受申度、委細は昨日之書簡中に有之候、右之外に刻煙艸十斤申受度候」

とあり、九月六日の對話書の中にも⁵⁾

彼方「昨日魚類御贈被下候處、船中多人數にて引足不申候ニ付、尙四百斤御贈り被下候様願候」

此方「魚類は此頃甚不漁に候得共、當所有合丈取揃今日中可差送候」

彼方「右之外大根今少し御贈り被下度……」

とあつて露船に對しても缺乏品を供給したことが明かである。尙露人が箱館に上陸して市中を徘徊したる上、果實・膳椀などを求め、その代價として銀錢若干を差置いて行つた記事もある。⁶⁾

以上は米露兩船に對する缺乏品供給の事例であるが、以上の方法は一般的にも適用されたものである。元年閏七月の箱館奉行への老中下知狀⁷⁾の中には「約條之船渡來之節は、隨分平穩に可取計之、薪水食料並に闕乏の品渡方等は船中の様子見計、正路に取計、猥之儀無之様可申付候、密々異國人と親み直商賣致すもの於有之者、急度可處罪科事」といひ、同年十二月十一日問屋共への箱館奉行達の一節にも⁸⁾

「前々御觸の通冲合にて夷國船に直賣買等は決ていたす間敷候」

「異人共萬一此方之船に乘客、品物等無心申掛候共、御法度之旨相斷、不可遣、若押て品物持行候敷、代り品等差置候儀も有之候は、早々沖之口番所に訴出可受差圖事」

とあり、前述の箱館港掟書の一ヶ條にも「船中缺乏之品役人に申立候は、當所有合の品は奉行所より相渡すべし、

4) 同上、511—512頁。尙514、528—530頁にも同様の記事がある。

5) 同上、563頁

6) 同上、609—611頁(九月二十五日)

7) 同上、補遺9頁

8) 同上卷八、33頁

但相對を以て贈答並賣買は不相成候事』とあつて、缺乏品供給の方法は極めて明確である。即ち船中缺乏品供給の依頼あらば、當所有合の品は奉行所より渡すこと、町人の直賣買を許さず、海上にて密貿易をなすべからざること等であつて、其後屢發せられてゐる異國船渡來の節の心得方にも、以上のことは常に繰返されてゐるところである。

安政元年夏亞墨利加人が差出した金銭高の合計は千六百六十四兩一分と錢七百八十八文其他若干であり、米人へ差遣せし品物は、帶地・金欄・縮緬・木綿其他の衣類、膳椀・重箱・硯蓋・丸盆・塗盆・木枕・木魚等の塗物類、土瓶・茶碗・猪口・鉢・皿等の瀬戸物類、柳行李・硯・筆・墨・矢立・印籠・煙草入・傘・煙草等の荒物類、茶・干鱈・肴・梨子・串柿・薩摩芋・あめ・白砂糖等の食物類に及び、其數量も相當巨額に上つてゐるから、所謂船中缺乏品の名の下に小規模の貿易が行はれたことは、下田の場合に於けると同様であると思はれる。

(口)供給方法。 外國船來航の際、外人を沖之口より出入せしめ、休息所を同所實行寺並谷地頭佐吉宅、七重濱久兵衛宅とし、場合により高龍寺・稱明寺(名)をも休息所とし、また御用所を稱明寺とし、場合により山田屋壽兵衛宅をも御用所とし、外人との應接所は淨立寺に定めたことは、十二月四日の箱館奉行達(11)によつて明かであるが、缺乏品買入その他は御用所又は休息所に於て行はれたもので、外人が市中店先にて見立た品物も一應御用所へ運ばしめて取引せしめたものである。御用所には彼等の需要すべき品物が置いてあつたことは、恰も下田の缺乏所と同様であつたと思はれる。而して缺乏品賣渡は官が之を取扱ひ、商人との私の取引を許さざることになつてゐるが實際は箱館奉行が用達商人を指定して之を取扱はしめたもので、それは十二月四日の箱館奉行達によつて佐

9) 元年十二月十六日頃の箱館奉行支配組同心の伺にも同様のことが見えて居る(同上、371頁)

10) 同上、557—563頁

11) 同上、卷八、297頁。同272頁參照

藤半兵衛・山田屋壽兵衛・福島屋嘉七・酒屋八郎右衛門の四人の者が用達商人を命ぜられ、下田表の相場に准じて相當の口錢を掛けて取引をなさしめたものである。¹²⁾ かくの如き御用所における取引の事例は屢あらはれてゐるが、今その一例として、二年二月の米船箱館碇泊中日記の二月十五日及二十四日の條を示さば次の如くである。¹³⁾

『一、(前略)午下刻バツテラ水主五人にて船長エヂユワルト通辯コルネリウス兩人沖の口より上陸、暫時休息致し、直に假御用所山田壽兵衛方に罷越、其前取寄置候器物類熟覽いたし、入用之品相調、代銀三百五十二枚差出候間、用達共に爲受取、品物相渡右引合相濟候(後略)』

一、遊歩之節内瀬町龜屋宅にて梨子拾懇望に付、沖之口に取寄相渡、代銀二枚差出候間、用達共に爲受取候事(十五日の條)
『一、今已上刻(中略)二十人は上陸、町々徘徊いたし御用所に罷越、代ル々々立出立戻、器物類酒等相求、且市中にて懇望之品は御用所并沖之口に立寄相渡、代料取引爲致、銀錢四十九枚用達を下役受取、御役所に差出(下略)』(二十四日の條)

ペリー遠征記には『毎日市が開かれ、色々な日本の藝術品や製造品を相應の値段で手に入れることが出来た。』¹⁴⁾ 『アメリカ艦隊が來訪した際には或る寺院が市場にあてられた』とあるから、御用所における取引と同様の事柄が既にペリー來航の際にも行はれて居たことを知ることが出来る。また右の記事は下田の缺乏所のことをバザーと稱してゐたことと考合せて興味ある事柄である。

三 開港後の缺乏品供給

(イ)入船數。ペリー來航以後箱館入津の外國船は次第に多くなつたが、殊に二年三月の開港以後は一層頻繁となつたことと思はれる。その數は必ずしも明かでないが「函館區史」によれば二年四月下旬より翌三年四月上旬

12) 同上、卷八、302頁
13) 同上、卷九、243, 342頁
14) 前掲書、725, 736頁
1) 255頁

まで約一ヶ年間に入港した船舶数は米國軍艦商船獵船合せて八艘、英國軍艦商船合せて二十艘、佛國軍艦四艘、獨逸商船一艘合計三十九艘で、英佛の軍艦多きに反して露國の艦船一艘も來らざるはセバストポール戦争(クリミア戦争)の影響であるといふ。また二年十一月十二日の箱館奉行の老中への伺書の中には『異國船之義、箱館開港以來、當年は出戻とも六十艘餘之義、渡來別て頻繁に有之』といひ、三年三月より六月に至る箱館入港外國船は、米國軍艦商船漁船合せて六艘、英國軍艦商船合せて十二艘、佛國軍艦二艘合計二十艘となつてゐる。

(口)供給品。かくの如く入港船舶の増加と共に缺乏品の供給も盛に行はれた。その中最も問題となつたのは牛肉の供給であつた。二年四月六日英船から生牛を買受度き要求があつたが之を拒絶し、同十七日にも英船から豕鶏等を求められ『當所には無之』とて之を斷り、牛肉に對しても『日本にては獸肉食は不致候間難相成候』と答へ同二十三日米船からも生牛一疋乞受度き旨を申出たが、之に對しても所謂『牛肉論書』を興へて之を拒絶した。其後も再三之が供給を要望したが、牛は食料第一の品であり、且病人養生の爲めに用ふるものであるとの申出があり、十二月に至り藥用のためとあらば彼等の要求も黙止し難いから、箱館に限り別に獸畜場を取建て、豚并に野牛を飼立て、出來次第相渡しては如何との議が出て、老中も之を認めたが、野牛について疑義を生じたため、三年二月の老中の指令では又逆戻りとなつて豕を供給するに止めんとする態度に出でた。然るに五月には英人間に不穩の舉ありと傳へられ、牛を愛惜するの餘り日本全國の禍を惹起す恐れありとし、或は彼等にとりては牛は吾國の米穀の如しとも考へられ、七月二十五日の老中達は箱館に限りて生牛を供給することを認め、八月に至り英國のみならず米露佛各國船にも之が供給を許すこととなつた。箱館奉行は四年牝牡五十頭の買入方を南部藩に依

- 2) 前掲大日本古文書卷十三、129頁
 3) 同上卷十四、222頁 4) 同上、卷十、519頁
 5) 同上、卷十一、127—129頁、258頁
 6) 同上、卷十二、163、165頁
 7) 同上、卷十三、336頁
 8) 同上、卷十四、108、114、210、505、823頁

頼したが、同藩民は牛を外國人に渡すと聞いて買上に應ぜず、藩吏より奉行所に問合せ、牧牛にする事を確めた後買入れ翌五年箱館に送つた。奉行所は之を箱館に飼育し、尋で軍川に牧場を開いたが後閉鎖し、牛を箱館附近に送つて飼育したといふ。⁹⁾ 豕も、安政四年四月の箱館奉行と米國貿易事務官ライス (Rees) との對話書に『昨年来當所にて豕飼立候間いまだ多分には無之候得共食料必要支けは相渡差支無之候』¹⁰⁾ とあるから、追々飼育することゝなつたものである。

次には石炭であるが、元年五月二十二日の日米和親條約附録第六條には箱館にて石炭を供給せざる規定があり二年三月二十日には英船から石炭の小塊二個を奉行に贈つた事實もある。¹¹⁾ 其後屢外國船から石炭の供給を求められてゐるが、當所には無之旨を答へてゐるから、當時尙採掘されてゐなかつたのである。然るに翌三年六月の箱館奉行から老中への伺書には、當時薪材の伐採地も次第に遠くなり、價格も騰貴したので、石炭を使用せば金屬熔解のためにも木炭の代用としても利益である旨を説き、本島内二三ヶ所に石炭山を發見したから、その試掘品を箱館へ廻送して英人に鑑定せしめた處が、雨露に曝されて膏油少く火力も強烈ならざるため、蒸汽船には用ひ難きも、銅鐵熔解・木炭代用等には役に立つべく、追々掘込めば上質のものも産出するであらうと述べてをり、¹²⁾ 此頃より採掘を決したものと思はれる。¹³⁾ 然し一年後の四年七月の日米間の對話書には尙『石炭は當地に無之、差向渡し難し、追々取出候へば渡方可相成事と存候』¹⁴⁾ と答へてゐるから、尙供給するには至らなかつたものと思ふ。最初に採掘されたのは釧路白糠炭山で、四年六月から五年四月迄の採炭量は五千九百九十八石八斗であつた。元治元年に其採掘を止め、後志岩内の茅沼炭山を採掘した。¹⁵⁾

9) 新撰北海道史第二卷776頁

10) 前掲大日本古文書卷十五、788頁

11) 同上、卷十、125頁

12) 同上、卷十四、238頁

13) 15) 新撰北海道史第二卷782頁

14) 前掲大日本古文書卷十七、36頁

最後に然らば如何なる貨物が如何なる數量に於て缺乏品貿易の對象となつたかは明かでないが、「大日本古文書」にあらはれてゐる供給品名を拾ひ上げて見ると、薪水・魚類は最も屢供給されたやうであり、米も一ヶ年四斗入、一萬俵程度までは供給することが認められてをり、その他食料品としては、野菜・芋・麥・味噌・醬油・鹽・鶏卵・茶等があり、煙草も供給された如くであり、食料品以外のものには油・材木・革類・漆器類等が擧げられてゐる。石炭・銅・鉛・水銀・樟腦等も要求されたが、追て新産出來せば供給すべしと答へてをり、牛豕も前述の如く飼育の後供給せんとする考であつた。四年九月のライス書翰に米國側の必要品として擧げてゐるものは馬鈴薯・水・焚材・軟炭・堅炭・銅・茶・砂糖・鐵・麥粉・米・鐵葉・水銀・鉛・牛肉・家猪肉・鶏卵・魚・ドシヤ・漆器・船舶修繕用品・諸職人米人所用品にして日本人より賣與ふべき諸品等であつた。以上によつて大體の供給品を察することが出来る。

(ハ)供給方法。供給方法は開港前の場合と大差はない。即ち外人と商人との直買を許さず、品物を御用所又は休息所へ運ばしめ、用達商人をして取扱はしめたものである。この點につき三年九月二十九日の日露對話書の一部を一例として茲に掲げる。

露「士官水夫等上陸之節、市店にて望之品御用所へ一々持行、直段取極候様にて、高價の品有之仰は差戻し方手数も掛り不都合に付、直市店商人相對を以て直段差定、御用所にて代錢相拂度候」

日「手数掛り候儀無之、一體入用之品は夫々御用所へ申立相渡し候は勿論之事、商人相對を以品物渡候儀ハ不相成候」

然るに四年四月に至り箱館奉行は其處に永住せる役人及其の隨從者に限り直買を許すべきことを老中へ上申したが、五年二月右の直買を許し、ライス及その召仕の異人に限り市中に於て諸品直買することを許した。但通用金銀并金銀造器の類・武具・日本の繪圖・書物類(節用草双唇之類は不苦)は賣渡す可らずとした。一般外人の直買を禁

16) 前掲大日本古文書卷十五、791頁
17) 同上、895頁
18) 同上、771—773頁
19) 同上、108頁
20) 同上、893頁
21) 同上、卷十九、422頁

するため、外人に對し品物の代價を告ぐることをも禁じたのであつたが、種々の疑惑を生じたため、四年閏五月より之が禁を解いたが、直買は依然之を認めず、²²⁾たゞ右の駐在官吏に對してのみ之が除外側を設けたに過ぎなかつた。

供給品の價格は下田表における取引と同じく幾分の割増をなした。即ち物品は總て元價に三割五分を加へて賣渡し、其内二割を用達に與へ一割五分は官の所得としたとの説もあるが、²³⁾四年五月の箱館奉行上申書には『尤是迄は右割増之浮き金五分を御用達に被下、五分は除き金に致し、異船取扱の諸入費に備置候』²⁴⁾云々とあつて必ずしも明かでない。

また用達商人からは冥加金を上納してゐる。これは二年三月に冥加上納の申出に對し許可を與へてゐるが、同年七月十日の奉行上申書には『用達共賣出し金之半高冥加上納之義申立(中略)申立之趣下野守承置洋銀日々御役所の差出、追て御用達の預け品物代正金銀相渡、冥加納金は又御用達の預け置申候』²⁶⁾とあり、九月の上申書には『當分冥加上納の分は異船御入用除金に仕置』²⁷⁾とあるが、果して幾何額の冥加金を上納したものか、又前述の割増賣上金の分配と如何なる關係にあるかも以上の史料のみでは判断し難い。

四 缺乏品貿易の性質

(イ) 條約第七條の解釋。 安政二年四月三日來港した米船はその積荷物小筒羅紗其他を貿易せんことを請うた。そこで箱館奉行は箱館港は船中缺乏品供給のために開港されたもので、貿易は之を許さざる旨を答へた。米船側

- 22) 同上、卷十六、225頁
 23) 新撰北海道史第二卷705頁
 24) 前掲大日本古文書卷十六、62頁
 25) 同上卷十、278頁
 26) 同上、卷十二、119頁
 27) 同上、卷十三、2頁

は和親條約第七條によつて貿易を希望するものであることを述べた¹⁾。然らば和親條約第七條は如何といふに次の如く記されてゐる。

『一、合衆國の船、右兩港に渡來の時、金銀錢並品物を以て、入用の品物相調ひ候を差免し候。尤日本政府の規定に相從可申。

且合衆國の船より差出候品物を日本人不好して差返候時は受取可申候事。』

右の條文に對する解釋は屢問題となつたが、日本側は之に對して『全交易之筋には無之、金銀錢を以、食料その外買求方差支候船は、此方有用之品物を差出候譯故、此度も實に金銀錢差支候はゞ品物差出候とも、又は不足の分は右代錢追て差越候ても宜敷旨』を述べた。米船は金銀錢不足なりとて之に代るべき品物の見本を提出したが、日本側は其等の品物は不用なりとして受けず、米船はかくては必需品を求め得ざる旨を申立てたので、缺乏品は奉行所より給することゝし、供給に對する報酬として米國土産品を差置くことゝなり、羅紗・木綿類を差出したといふ²⁾。其後渡來した米艦提督ロウジャースは右第七條を以て貿易を許すものと主張し、箱館奉行はいづれ江戸表へ伺の上拶揆すべき旨を答へたが、奉行の考では『往々は何れにも交易の儀強て可申立、此方にては何れにも交易之心得には無之、當所有合之品を調べ、代り品を差置候儀に付、多少は不論承届候様可仕哉、魯西亞條約にも譯文之方には望之品物を辨ずるを許すと有之、必勝手に取替候心得に可有之と奉存候』と述べてゐる³⁾。

(口) 缺乏品貿易より通商貿易へ。 缺乏品貿易は、我國が船中缺乏品を供給するに對し、彼は金銀錢を支拂ふのが原則であつて、一般的交易を目的とするものではない。従つて贈答としての物と物との授受はあつても、有無相通する物と物との交易を認めたものではない。如此交易を許したのではないから、當時の長崎貿易には影

1) 同上卷十、496、530頁

2) 同上、496—499、505—513、530頁、卷十一、140頁

3) 同上卷十一、260—261頁

響を及ぼさないものとしてゐる。これ元年九月長崎奉行が和蘭甲比丹キユルチユスへ通達せる書面の一節に『交易之儀に至りては是迄之通、長崎港に相限間、同所之規定愈堅可相守候』云々といひ、また十二月十九日の老中達に『亞墨利加船下田箱館兩港の船繫之儀は、全く船中缺乏之品相調候迄にて、此後種々浮説等有之候共、長崎商買方に拘候儀無之候間、心得違不致様兼て町年寄共々申諭可被置候事』とある所以であらう。然し前述の如く金銀錢不足のため、外國船が代金の代りに物品を差出した例は頗る多い。安政二・三兩年中に受取つたそれ等の品物のうち順捷丸にて江戸へ廻送したものは次の如くである。⁶⁾

薄手白金巾	五反	浮織紗	十八反	メリノス	二反	更紗冠り	百八反
縞木綿冠り	二百反	縞木綿	二反	羅紗	十八反一丈八尺	中形浮織紗	五反
黒カセネット	二反	金巾白木綿	三十七反	合薬	十四罐	花色ジュルリング	二反
ピストン	五十一萬九千	三番合薬	百九十樽	二番合薬	三百四十三樽	一番合薬	十箱

かくて缺乏品供給は事實上は小規模の貿易と見るべきものであるが、既に早く二年四月の箱館奉行上申書には米船よりの要求多く、金銀錢少分にて貨物代り品となり交易に類する嫌ありと述べ、三年九月の上申書には、歐洲諸國が互市を希望することは一朝一夕のことに非ず、彼等は缺乏品供給を以て互市と解釋してゐるが、既に修好條約締結の上は通商を拒絶することは困難であり、『御時勢御斟酌の上御國も航海互市御開有之候外、差向御處置も被爲在間敷哉に奉存候』云々と述べてをり、四年六月の上申書には、米國領事ハリスの要求たる下田港替井に貿易開始の件についても、その要求に聽從して貿易を開くべき旨を述べてゐる状態であつた。⁹⁾

要するに當局では、缺乏品の供給は決して交易たる性質を有するものでなく、物と物との交易は之を認めざる

4) 同上、七、533頁。尙558頁參照
5) 同上、七、392頁
6) 同上、七、573頁
7) 同上、十一、115頁
8) 同上、十五、3頁
9) 同上、十六、640頁

を原則としたが、金銀錢の代りに品物を以て代料の支拂に充つることを認めたまへ、事實上物と物との交易たる觀を呈したのみならず、彼の希望が通商貿易に在つたため、缺乏品の供給に満足せず、交易へと發展するに至つたことは當然の成行といふべきであらう。いふ迄もなく、安政五年六月十九日日米通商條約并貿易章程が調印せられ、箱館は六年六月二日を以て外國貿易場として開かれ、茲に通商貿易が開始されるに至つたものである。

五 結 言

函館における缺乏品貿易は大體以上の如くであるが、それは下田に於ける缺乏品貿易と大差はない¹⁾。たゞ下田は通商條約締結後は鎖港の運命に陥つたが、函館は依然通商貿易港として一層の發展を遂げたのであつた。

ペリー來航當時外人と疎隔してゐた市民も、後には外人に慣れてその風習文化等に接するに至つたのであるが、安政四年四月五日米國貿易事務官ライスが來航し、此處に駐在するに及んで一層の影響を受けた。例へばライス上陸以來數十日間の出來事について見るも、彼によつて始めて牛乳搾取や西洋洗濯の方法を知り、又農産物種子や豚肉等を贈られ、綿羊飼養法を質し英語を學ぶ機會を得た如きその一斑である。更に産業の方面について見るも、既に述べた如く牛・豚及雞の飼養、石炭の採掘が始まり、近村の農民に馬鈴薯の耕作を奨励し、外國帆船に模倣せる函館形と稱する洋形船も建造された。この外ストーブの使用、西洋醫術寫眞術の移入の如きも行はれたといふ²⁾。更に注意すべきことは、多少外人に接し外國の事情を知る機會を得た函館奉行等が進歩的思想を有してゐたことで、竹内・堀兩奉行の如きは安政二年四月に既に早く幕府に向て蒸汽船の下渡を申請した程であつた。後年出貿易を主張して龜田丸がニコライエフスクに渡航し、又健順丸が上海に派せられた如きも函館奉行の畫策による所であつた⁴⁾。

10) 同上、卷二十、474頁以下

1) 拙稿、缺乏品貿易について(經濟史研究第十六卷四號)及び下田の開港と貿易(同誌第十七卷一・二號)參照。

2) 函館區史、258—260頁

3) 新撰北海道史第二卷、712頁

4) 拙稿、幕末の上海貿易、本誌第四六卷五號參照。